

随 伴 性 の 心 理 学  
— 応用編：モラル・ハラスメント —  
contingencies and moral harassments

中 丸 茂

**abstract**

The purpose of this paper provides, in psychological views of the contingency, general rules about methods of mind-violence and annoyance in the moral harassment. There are two stages as rule-stage and violent-stage in the moral harassment, and there is narcissism as characters of moral-harassment assailant (Hirigoyen, M-F., 1998).

In two stages of moral harassment, negative emotion for sufferer is elicited by assailant's behaviors, and using slander and speaking-ill, assailant converts from positive emotion to negative emotion by interpretations about sufferer's behaviors.

In view of psychology of contingency, moral harassment general methods are converting from sufferer's conditioning procedure to other conditioning procedure, converting from sufferer's conditioning procedure to label for sufferer's personality, and converting from sufferer's conditioning procedure to label for sufferer's negative emotions in assailant's cognition.

For we have cognition that assailant's behaviors to sufferer are moral harassment, we must distinguish between 'LOVE' and 'moral harassment', criticism and slander etc, and re-convert from slander to cognition based on fact.

**KEY WORDS** moral harassment, contingencies, conditioning procedure, interpretation

モラル・ハラスメントは、精神的な暴力・精神的な嫌がらせである。イルゴイエンヌ, M=F (1998) は、「モラル・ハラスメント的なコミュニケーションを分析することによって、モラル・ハラスメントが行われる過程を明らかにし、いま現在の被害者や未来の被害者が加害者の網から逃れる助けになりたい。」と述べ、精神科医としての分析を行っている。そこで、本論文では、随伴性の心理学の観点により、モラル・ハラスメントを分析し、精神的な暴力や精神的な嫌がらせの過程で使用される方法の一般法則を推論することを目的とする。

## I. 随伴性の心理学

中丸 (1998) は、方法論ではなく、科学原則を中心に心理学を進めていくことを提唱し、そのひとつとして、随伴性の心理学というパラダイムを提示した(表1)。

表1 随伴性の心理学 (修正)

1. 目的	①環境と行動の関数関係(随伴性)を記述すること ②関数関係を条件づけの手續きに還元すること ③随伴性の観点により実験室で現象を再現すること		
2. 基本原則	科学原則+記述的行動主義+単純モデル		
3. 分析モデル—随伴性の観点			
	先行刺激	行動	後続刺激
行動的随伴性		行動	
情動的随伴性		情動	
意識的随伴性		意識	
	①条件づけの手續き(二項随伴性・三項随伴性) *3つの水準は、基本的に異なった随伴性のもとで形成されていると考える		
	②刺激(中性刺激・誘発刺激・弁別刺激・強化刺激)		
	③随伴性のスケジュールの推測・検証		
4. 現象の説明原則			
	①可能な限り実際に数値化されている変数のみを使って説明する (こころの数値化からはじめる場合もある)		
	②関数関係がわからない場合は、簡単な内的モデルを想定して、関数関係を推測し、研究を続行する。最終的には、①による説明を行う		
	③使用する内的なモデルは、事実に則したもので、可能なかぎり単純なものにすること		
5. 行動と環境の関数関係			
	・関数関係は、確率論的・蓋然的に高いものであり、全称命題ではない		

さらに、中丸（1999）は、随伴性の心理学の観点より、条件づけの手續きに対する解釈（言語行動）には、一般法則があり、ゆえに、解釈による情動行動の制御にも一般法則があることを理論分析し、報告している。

## II. モラル・ハラスメント（Hirigoyen, M-F. 1998）

モラル・ハラスメントとは、精神的な暴力・精神的な嫌がらせであり、支配の段階と暴力の段階の2つの段階があり、加害者の特徴として、自己愛的な性格があげられ、支配の段階と暴力の段階という2つの段階を踏む。

家庭内モラル・ハラスメントのケースでは、①不幸な子供時代の話によって相手を惹きつけ、慰めてもらう（被害者の立場に身を置く）、②共依存的な関係、③自分のほうが優位に立ちたがる、④直接的なコミュニケーションを拒否する、⑤セックスを拒否する、⑥意地悪して悪意を示す、⑦相手が存在しないかのようにふるまう、⑧子供を利用して嫌がらせをする、⑨自分には責任がかからないようにする、⑩別れても続く暴力、⑪子供たちに関する事で嫌がらせをする、⑫自分の考えは言わないがある。子供に対するモラル・ハラスメントのケースでは、①子供に罪悪感を持たせる、②教育のなのもとに標的にされる場合、③見えない近親相関がある。共依存的な関係とは、問題を起こすことで相手を支配しようとする人と、その人の世話をすることで相手を支配しようとする人との二者関係であり、人間関係嗜癖として依存症の一つに位置づけられ、適度な依存関係の域にある人間関係であれば相互依存、人間関係に嗜癖していることで社会生活が破綻しているならば共依存、その人は共依存症者である（吉岡2000, 表2）。

表2 嗜癖（依存症）（吉岡2000）

1. 本人	一次嗜癖	— 人間関係嗜癖（共依存）	人間関係・性・恋愛 など
	二次嗜癖	— 物質嗜癖（摂取型嗜癖）	アルコール・薬物・食物 など
		— 行為過程嗜癖（プロセス嗜癖）	ギャンブル・仕事・買物 など
2. 家族	一時嗜癖	— 人間関係嗜癖（共依存）	人間関係・性・恋愛 など

職場におけるモラル・ハラスメントのケースには、集団はそれに属する個人を同一化し、違いが存在するのを好まないという特性があり、そのような理由から同僚が同僚を攻撃する場合、上司が部下に合わせる努力も、自分のやり方を認めさせる努力もしない場合に生じる可能性がある部下が上司を攻撃する場合、加害者である上司が自分は絶対的な力を持っていると思いたいために意識的・無意識的にさまざまな方法を用いて相手を心理的に縛りつけ、反抗できないようにしてしまうなどの上司が部下を攻撃する場合があります、①引出しを勝手にあける、②直接的なコミュニケーションを拒否する、③相手を認めない態度をとる、④相手の評判を落とす、⑤相手を孤立する、⑥嫌がらせをする、⑦相手を挑発して批判する口実をつくる、⑧セクシャル・ハラスメント、⑨不機嫌によって部下を支配する、⑩部下に対して不公平な扱いをするがある。

#### 1. 加害者の特徴 (Hirigoyen, M-F. 1998)

モラル・ハラスメントの暴力は、相手の心を支配し、自分の思うように操るといって現れる。これらの行為は、一般的に魅力的であり、加害者を見ると羨ましいと思うこともある。これらは、強者の論理であり、強いものが多くのものを享受し、苦しみは他者（弱いもの）に押し付けるというものである。被害者は、弱く、世慣れしていない人間であるとみなされ、軽く扱われるといった状況がつけられる。このようなモラル・ハラスメントの状況が、深刻で、道徳的に非難すべきことだと思っても、他者の自由を尊重するという現代の風潮のもとに、何もいわないことが多い。モラル・ハラスメントは、変質的な行為である。こういったモラル・ハラスメントの加害者の性格的な特徴は、自己愛的な性格である。自己愛的な性格者は、その行動的特性として、業績がなくとも、自分には才能があり、仕事が出来ると思っている、仕事量や仕事内容の評価基準が低い（甘い自己評価）、他人から認められたい、目的のために平気で他人を利用する、罪悪感がない（無責任）といった性格・行動特性をもった人物である。

また、被害者へのアドバイスとして、モラル・ハラスメントであると認識する、企業のなかに助力を求めよ、休職、冷静さを保つが必要であり、家族にお

けるモラル・ハラスメントの場合は相手の支配から抜け出すために弁明をやめること、企業におけるモラル・ハラスメントの場合はあとで弁明できるように相手の命令や指示に曖昧なところがあったら、あとからの攻撃を見越して、不正確な点や疑問に思った点を明確にしておくことが重要であると述べている。

さらに、予防処置として、加害者と被害者の対話を復活させ本物のコミュニケーションを打ちたてること、企業の経営者を教育して収益性ばかりではなく人間性を大切にすること（可能ならばモラル・ハラスメントの被害から社員を守る条項をつくること）、被害者やほかの従業員、企業から情報が出されることが大切であるとしている。

## 2. モラル・ハラスメントの2つ段階

### (1) 支配の段階 (Hirigoyen, M-F. 1998)

モラル・ハラスメントの最初の段階は、加害者が被害者を支配する段階である。加害者は、被害者を支配するために、①相手を惹きつける、②相手に影響を与える、③相手を支配下におくといった方法をとる。相手を惹きつける方法とは、相手のアイデンティティを失わせることによって、相手を自分のものにするである。相手に影響を与える方法とは、相手を服従させ、依存させることによって、自分の言うことをきかせるである。相手を支配下におく方法とは、相手に自分の刻印（同じ意見、同じ好み）を残すである。モラル・ハラスメントの支配の段階を経験している被害者は、一般的に加害者に対して「あの人がそばに居ると目の前のことに集中できなくなる」という乾燥を述べるという特徴がある。

相手を支配下におく具体的な方法として、①不安にさせる、②相手が誤解するように仕向ける、③相手を認めない態度をとる、④嫉妬や不和の種をまく、⑤権力を濫用するといったことが行われる。

### (2) 暴力の段階 (Hirigoyen, M-F. 1998)

モラル・ハラスメントにおいて、支配の段階の次は、暴力の段階へとすすむ。暴力の段階では、加害者は被害者の心を破壊するために、憎しみ、侮辱、嘲

弄・中傷・悪口・悪意といった精神的な暴力をふるいつづけるということが行われる。①被害者が自由をとりもどそうとすると、憎しみをぶつける、②侮辱・嘲弄・中傷・悪口・悪意のほのめかしといった精神的暴力である。この段階での加害者の特徴として、「私は、これから一生、この人間が生きる邪魔をします。」という言動がみられる。暴力の段階がすすむと被害者は、精神的・社会的に追い詰められ、時には、自殺にいたることもある。

### Ⅲ. モラル・ハラスメントにおいて使用される手続きについて

モラル・ハラスメントは、精神的暴力であり、その目的は、被害者を支配し、暴力をふるいつづけることにある。モラル・ハラスメントの特徴として、加害者の自己愛的性格、支配の段階、暴力の段階があげられる (Hirigoyen, M-F. 1998)。自己愛的な性格では、甘い自己評価や社会的強化子を重要視するといった特徴が考えられる。また、精神的暴力では、侮辱・嘲弄・中傷・悪口・悪意のほのめかしといったことが行われ、これのことからは随伴性の心理学の観点における手続きの解釈による変換によって分析可能である。

#### 1. 自己愛的性格について

加害者の特徴である自己愛的な性格の形成や維持、支配の段階と暴力の段階において、さまざまな条件づけの手続きとそれに対する解釈による感情の変換が行われていることが推測される (図1)。

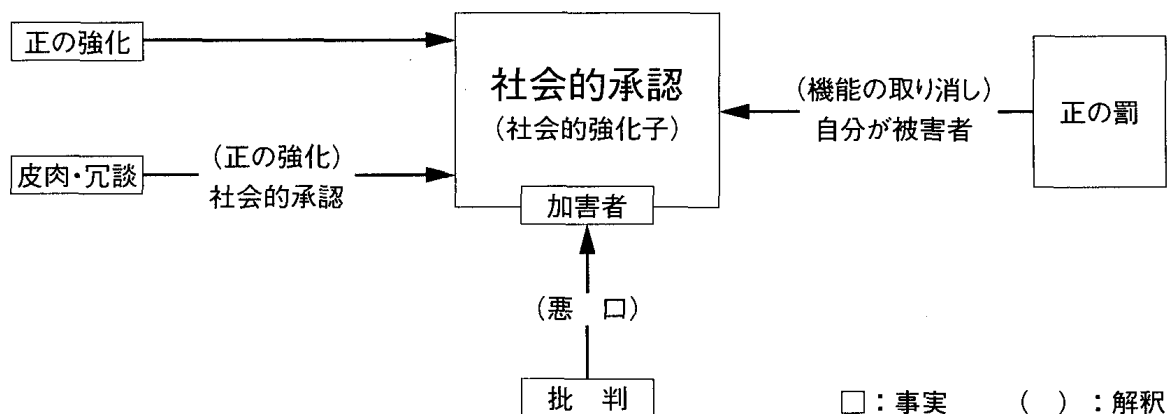


図1 自己愛的性格の一時的特性の分析

(1)「業績がなくとも、自分には才能があり、仕事が出来ると思っている」という特徴は、自己の能力について客観的評価ができない、行動や行動的産物ではなく、感情を利用した評価記述（感情による決めつけ）といったことが行われていることが考えられる。

(2)「仕事量や仕事内容（行動的産物）の評価基準が低い」という特徴は、行動や行動的産物の客観的評価が社会的基準より低いということである。

(3)「他人から認められたい」という特徴は、社会的承認といった社会的強化子として機能しているであり、社会的強化子を重要視するために他者と一緒にいる時間が長くなる、誰かれかまわず自分についての情報を提示（自己開示）する比率が大きいことが推測される。例えば、自分を認めてくれる、もしくは、自分は優れていると伝えてくれる、人間に出会うまで多くのひとに同じことを言いつづけたりするのではないだろうか。自分に対する承認を他者との比較を使って行う場合には、結果的に比較対象として使用された他者の悪口をいいまわることになる。モラル・ハラスメントの加害者は、自分の能力を客観的に評価できないため、他者の評価を用いるしかないという理由からであろう。社会的承認を重要視（最優先強化子として機能）するということは、権威に弱い、表現形としては社会的承認になるようないやみや冗談を理解できない（話の内容（情報）を客観的に分析できない）といった特徴をもっていることが予測される。

(4)「目的のために平気で他人を利用する」という特徴からは、5番目の特徴となる「罪悪感がない」、自己正当化の原因帰属の手続きが多く行われることが予測される。

(5)「罪悪感がない（無責任）」という特徴から、社会的・文化的に悪いとされることをしても負の感情が生じないということであり、刺激、他者の自分に対する手続き、自分の他者に対する手続き、などについての自分に都合の良いように認知上の変換（自己正当化）を行う可能性が高いことが予測される。自己愛的な性格の持ち主は、自己の行動や行動的産物、自己と比較する他者の行動や行動的産物についての評価を解釈によって、常にPOSITIVEになるように維持するということである。

例えば、自己と比較する他者の行動や行動的産物についての評価を肯定せざるを得ない場合には、弱者であることを強調する（周囲の人々の同情を惹く）ために「僕には出来ない」という態度表明をおこない、否定可能な場合には「俺は認めないよ」という態度表明を行ったりするだろう。また、事実そのものを認めると自己の正当性が失われる場合には、事実を無視したり（現実否認）、事実との接触を避ける（現実回避）といった行動をとるだろう。

## 2. モラル・ハラスメントの段階

モラル・ハラスメントは、支配の段階と暴力の段階の2段階であり、加害者は意識的・無意識的に行われるものである。随伴性の心理学では、意識的にモラル・ハラスメントを行っている場合は、ルール支配行動、もしくは、随伴性形成行動を意識化している場合であり、無意識的にモラル・ハラスメントを行っている場合は随伴性形成行動で意識性なしで行われる行動であると考え（図2）。

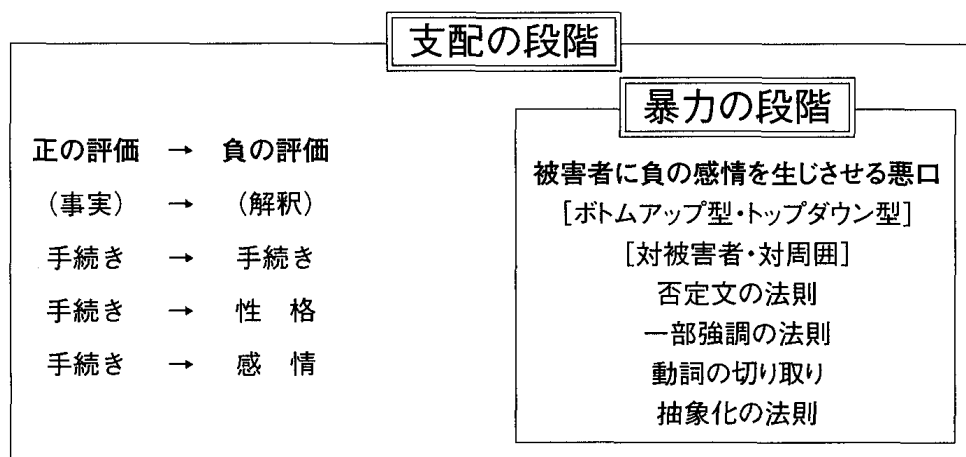


図2 モラル・ハラスメントの支配の段階と暴力の段階において使用される方法

### (1) 支配の段階

被害者を孤立させるために、被害者が他者に対して「やさしさ」から行う（他者に対する）正の強化の手続きに対して、「他者のことを気にして、弱いひとだから、すぐに他人のいうとおりにする」（被害者自身に対する負の罰の阻止）、「自己評価を高めるため」（被害者自身に対する正の強化）などの解釈を



明言することにより周囲のひとの被害者に対する感情を「正の感情」から「負の感情」に変換する方法を行っている。被害者のやさしさがルールとなっていくられる正の強化を解釈によって被害者自身に対する負の罰の阻止に認知上で変換する方法では、被害者を悪者にするために手続きを解釈上の変換（手続き－手続き間の変換）をすることによって、それを補足するために被害者の人格・性格についての認知を変換する（性格－性格間の変換）。この性格－性格間の変換は、それ以降被害者の行動を解釈する時の文脈的な情報として使用されることになる。また、他者に対する正の強化を自己に対する正の強化に変換することによっても、性格－性格間の変換が行われることになる。

「被害者を不安にさせる」方法には、直接、恐怖刺激、不安刺激の提示を行う方法とともに、不明瞭な弁別刺激や相手の行動によってスケジュール（手続き）を変更するといった方法がとられることが考えられる。通常、対人場面で相手が知りあいならば、その人と自分の人間関係、相手の性格によって、その人の行動への手続きはある程度一貫した手続きをとることが多く、そのことによって人間関係、相手への認知、相手の自分に対する推測（認知）が一定の状態として保たれる。しかし、その都度変わる自分に対する手続き（不安定な手続き）や不明瞭な弁別刺激は、対処不可能な状態を作り出すことが予測され、生理学的レベルでの不安や相手が自分をどうおもっているのかわからないという不安を生じさせるだろう。

「悪いなという気持ちを生じさせるなどのような相手が誤解するように仕向ける」方法では、社会的に悪い行動であるという解釈を他者、もしくは、被害者が怒るという正の罰を、気が短い人間（手続き－性格間の変換）やいきがってる（手続き－性格間の変換、手続き－感情間の変換）、「なるほどでね」といった被害者自身に与える、他者にわからないように文脈効果などを使ってきっかけ刺激の弁別性を誤解させるといった方法が正の罰としての機能を無効にする。また、相手が怒ったとき（被害者の正の罰の手続きの後続刺激）に、「冗談だよ」「本気で怒るなよ」「まじになるなよ」という認知を被害者に与えることで正の罰としての機能を取り消したり、周囲の人々に対して同様の認知を与えることで被害者が「正の罰」を行ったこと自体に対する社会的罰（正の罰、

負の罰、正の強化の阻止、負の罰の阻止) を施行させることを促すといった方法がとられる。

「相手を認めない態度をとる」方法では、被害者に対する加害者による承認を社会的強化子として機能させる動機操作が行われると同時に、被害者の加害者に対する手続きを解釈によって無効にすることが行われることが推測される。例えば、被害者に対していわれている正の評価(事実)を、事実の反対を言うのではなく、否定文にするということが行われる(否定文の法則)。この方法では、反対の意味内容の情報は伝えずに、[事実(Positive A)→否定(not Positive A)「not A」とはいわない]というような否定形をつかうという特徴がある。例えば、被害者について「頭がいいひと」という評判があるとすると、「頭がいいわけではない」、「頭よくないジャン」(半疑問文)、「頭がいいようにはみえない」というような根拠のない批判(悪口)をし、けっして、「頭が悪い」とはいわない。なぜならば、被害者についての評価について、反対語(反対の意味となる文)を表明するとうそ(事実を否定すること)になる可能性が高いが、否定文の場合、事後に、評価方法や評価内容が異なっていたという言い訳がしやすくなり、加害者は言動自体に責任をもつ必要がないにもかかわらず被害者に対して嫌な思いをさせることができるからである。周囲の人々を巻き込む方法としては、自分に対して行われた罰を「みんなのこといってる」といって他人事にしてしまうことによって、周囲の人間による被害者による罰の手続きが生じやすくなるという方法が行われる可能性がある。また、被害者の言動(A)に対して、言動の内容に対するものではなく、「Aなんて」「ふーん、Aか!」、「どうせAだろ!!」、「Aしやがって!!」、「この程度ですか?」というような形式化された負の情動喚起刺激として再提示したりする方法がとられる。さらに、怒っている(叱る)→さわいでいる、どなってる、無視→許された、言い返せない、意地を張っているという被害者の加害者に対する手続きを他の手続きであるという解釈による手続きの変換、認知上で負の評価や負の性格特性に変換できない場合や自分が理解できないことに対して「へ理屈をいう」というような負の感情を単純に生じさせる方法がとられたり、怒り(正の罰の後続刺激)に対して、「どなったら頭が悪い」といった「怒り→どなる」

(手続き) → 「頭が悪い」(負の性格特性) という手続き－性格間の認知的変換、「頭がいい」という個人的能力に関する正の評価については、「計算高い」や「どうせ、自分で考えてるわけじゃないだろう」といった負の性格特徴や負の行動様式への変換が行われたりする。さらに、意識的・無意識的に行われる被害者に対する加害者の悪口が虚偽であると周囲の人に知れ渡りそうになると、「(被害者に) うそをつかれた」というような被害者の負の性格特性の表れであるという解釈を周囲に与えることがある。被害者にとって事実上の正の強化となるような手続きについては、正の強化の部分的な阻止の手続きであるというように解釈による変換を使用することで被害者に負の感情が生じるようにする。また、被害者についての「A」という正の評価や「A」という正の言動について、加害者が「Aとは思えない。」「Aとは思いたくない。」といったように単純に感情的に否定することによって、あたかも被害者の言動が悪いことであるかのように第三者に思わせる方法(感情による決めつけが生じやすくする)などがとられる。さらに、被害者の「A」という加害者に対する正の罰の手続きとしての言動に対して、「Aだって?偉そうにいいやがって」というように正の社会的罰の手続きをとることによって、被害者の手続きを無効にするような方法も行われたりする。

「嫉妬や不和の種をまく」方法では、加害者は周囲の人間に対して被害者について、他者にそのひとが良い人でないと思わせるなど悪い噂話をながす、「あのひと(被害者)のためだ」、「お前(被害者)のためになるだろ」、「(被害者の)役にたっている」といったような本人のためだと周囲のひとに思わせるといったことが行われる。さらに、加害者は、被害者に対する周囲の噂話(悪口)を根拠に事実であると主張する。その際、悪口の作り方として、一部強調の法則、動詞の切り取り、抽象化の法則といった方法が使われている可能性がある。一部強調の法則とは、対象者の評価が低まるように誤解を生じさせるように仕向ける際に使う悪口を作る方法であり、事実の一部を取り出して、恣意的推論や負の解釈を生じさせやすくすることである。一部強調の法則では、基本的に完全な情報が提示されることで事実であることを主張することが可能となる。動詞の切り取りは、主語と目的語を削除して情報を伝える相手に誤解す

るように仕向けることで、被害者について負の解釈が生じやすくするために、特に、強調したい情報のみを伝える方法であり、被害者が他者に向かって怒ったり、叱ったりした（正の罰）ことを、被害者が怒られたり、叱られたりしたという情報に変換してしまうことである。抽象化の法則とは、被害者の具体的な言動を抽象化（一般化）して、負の解釈が生じやすくするようにし、周囲のひとと誤解しやすくする方法である。この方法は、抽象的な内容の情報は多義的であるという特徴を利用したもので、「具体的な事柄→解釈（悪口）」が困難な場合に、「具体的な事柄→一般化→解釈（悪口）」という形で被害者についての悪口が形成される。その際、負の解釈ができるような言葉によって抽象化される。加害者は、被害者についての悪口の信頼度の根拠に「周囲が人々も言っている」という事柄を用いることがある。もともとは、加害者が周囲の人々に言って回った被害者についての悪口をある程度周囲の噂話となってひろまった時点で「みんなが言っている」といってあたかも被害者についての悪口が事実であるかのようにいう場合である。

「権力を濫用する」方法では、加害者が自分の社会的地位を利用してモラル・ハラスメントをする場合であり、被害者にとっての加害者の社会的強化子を加害者が強制使用することである。例えば、セクシャル・ハラスメントなどが代表例である。

## （2）暴力の段階 — 心を破壊する

「被害者が自由をとりもどそうとすると、憎しみをぶつける」というのは、加害者が被害者に対して行う「負の強化」の手続きである。被害者が自由を取り戻そうとする行動をきっかけとし、加害者は被害者に「憎しみ」という負の強化子（嫌悪刺激）を提示し、被害者が加害者の支配下にある状態が確認された時点で、「憎しみ」を除去するのである。

「暴力の開始」がなされる時点では、侮辱・嘲弄・中傷・悪口・悪意のほのめかしといった精神的暴力が開始され、加害者の「私は、これから一生、この人間が生きる邪魔をします。」という言葉に代表されるように精神的暴力が続けられることになる。侮辱・嘲弄・中傷・悪口・悪意のほのめかしは、支配の

段階で行われる方法によって行われることが予測される。この段階では、常に被害者を支配下におき、かつ、加害者に対する攻撃を制限するために、例えば、芸能人や有名人に対して、「警察沙汰は嫌うはず」、「客商売だろ!!」、「俺たちはファンなんだぜ→ファンを大切にしろ!!」といったような、被害者の弱みにつけこむような方法も行われるだろう。また、被害者が加害者に対して行う正の罰に対して「精神的暴力である」といった解釈を行い、社会的比較を利用した方法として、「自分だって!!」（投影）というような言動により、行動についての認知的な正当化を行ないながら暴力をつづける。

「追い詰められる被害者」の段階では、被害者にとって加害者との関係を絶つ必要があり、「モラル・ハラスメント」の場合、話し合いではなく、直接的な罰や阻止の手続きをとらざるを得ない場合が多く、直接的な暴力や社会的制裁が必要となる。また、最悪の場合、「自殺」という方法により、加害者にとっての正の強化子である被害者の除去が被害者自身によって行われる。

#### IV. モラル・ハラスメントの見分け方

モラル・ハラスメントにおいて、被害者や周囲の人々が、モラル・ハラスメントであると認識することが重要である (Hirigoyen, M-F. 1998)。ある特定の人物についての悪口や悪評が噂話でひろがったり、その人が所属集団のなかで孤立状態になってしまっている時に、モラル・ハラスメントの可能性を考えてみるべきだろう。その際、モラル・ハラスメントと類似の一般的な行動を区別し、さらに、モラル・ハラスメントで使用されるいくつかの一般法則を使用して、逆に、情報をもとにもどすといった方法が考えられる。

「恋愛の初期段階」では、「モラル・ハラスメント」と同じように、相手を惹きつけたりする方法がとられるが、大きな違いは、モラル・ハラスメントでは相手を支配することが目的であるが、恋愛では相手を支配することが目的ではないということである。ここで、気をつけなければならないことは、恋愛に関することがモラル・ハラスメントに利用される危険性があるということである。被害者が恋愛の初期段階にある場合に、モラル・ハラスメントの加害者が恋愛の初期段階にみられる被害者の一般的恋愛行動（事実）をモラル・ハラス

メントとの類似性により「彼（彼女）は相手を支配化におこうとしている」（解釈）と指摘し、恋愛関係をコントロールすることにより、被害者を支配下におこうとすることがある。このように恋愛についての相談相手がモラル・ハラスメントを行なっている可能性がある。相談することにより自分の好きな相手との社会的距離が遠くなってしまっている場合などは、相談相手が被害者をモラル・ハラスメントしていることが考えられるだろう。また、「モラル・ハラスメントにおける精神的な暴力」と「ただ嫌いな場合」の違いは、モラル・ハラスメントの場合は、精神的暴力を振るうために被害者を支配下においておくという特徴があるということである。対象者を嫌いな場合の精神的暴力は、基本的に、加害者は対象者（嫌悪刺激）の物理的・心理的距離の近くに積極的に近寄ることはないだろうし（嫌悪刺激の除去、嫌悪環境に対する回避）、職場や同じクラスなど、特別に社会的関係を保つ必要がなければ対象者に興味をもつことも少ないと考えられる。

周囲の人々は、被害者についての悪口や悪評についての事実関係を考えるべきである。その際、被害者についての悪口や悪評における事実と解釈を分離し、別の解釈についての可能性を考えてみる。例えば、加害者が被害者の言動に対して「騒いでいる」といった場合に、周囲の人々は、「あなたが叱られているのではないですか？」や「あなたは怒られたんですよ」と言うことが大切である。また、「みんなが言ってる。」という根拠のもとにモラル・ハラスメントを行なっている人に対して、「あなたが言っただけではないですか？」と注意することも大切である。

悪口や悪評について検討する場合、その内容が人物批判、行動批判、感情批判、思考批判という観点で考慮する。モラル・ハラスメントの場合、被害者を社会集団の中で孤立させるために、人物批判というトップダウン型悪口（悪い人間であるという人格的なラベル）が使用されることが多く、行動批判、感情批判、思考批判というボトムアップ型悪口は、トップダウン型悪口の根拠に使用され、被害者の行動、感情、思考についての解釈が文脈効果（複合随伴性）により負の解釈として認知されやすくなる（図3）。

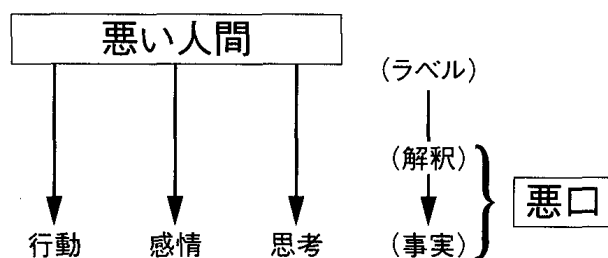


図3 トップダウン型の悪口（悪評；行動・感情・思考についての負の解釈）

また、行動批判、感情批判、思考批判というボトムアップ型悪口を使って過度の一般化や文脈効果を生じさせ人物批判というトップダウン型悪口になるように、もしくは、維持されるような方法（行動の一部→人格的なラベル→悪い人間）もとられる（図4）。

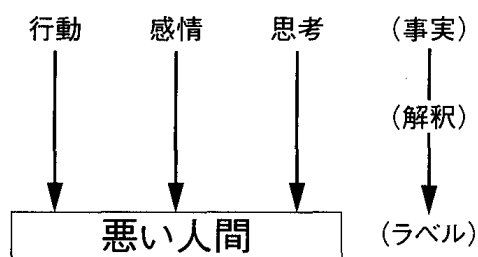


図4 ボトムアップ型の悪口（負の性格特性）

人物批判の前に行動、感情、思考などについて十分に検討する必要があるだろう。特に、事実ではなく、解釈で他者の悪口（評価）をする人物がモラル・ハラスメントの加害者である可能性がある。

モラル・ハラスメントは、随伴性行動である場合とルール支配行動である場合がある。随伴性形成行動である場合には、応用行動分析や行動療法のような行動修正の手法を用いてモラル・ハラスメントの生起確率を低めるか、加害者自身の行動を意識化することにより、ルール支配行動によって随伴性形成行動を制御する方法が考えられる。また、ルール支配行動である場合には、モラル・ハラスメントを行う人間は、他者が自分にモラルハラスメントを行っていると信じモラルハラスメントを続ける可能性（誤ルール支配行動（自己参照課題；投影））があり、認知療法や認知行動療法といった方法により加害者の認知

(ルール) の変更をする必要があるだろう (図5)。

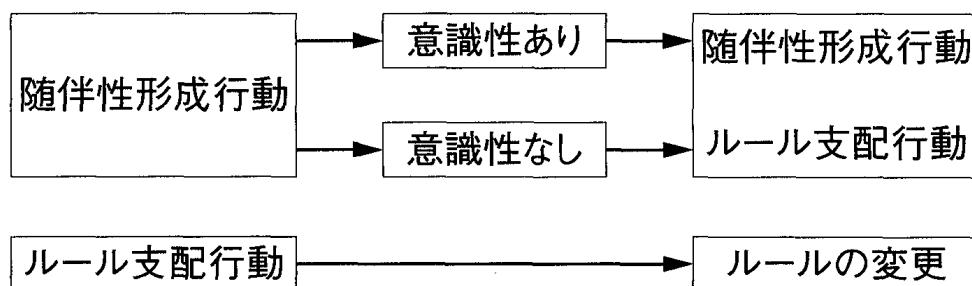


図5 静的随伴性と動的随伴性

## V. 要 約

本論文では、随伴性の心理学の観点により、モラル・ハラスメントを分析し、精神的な暴力や精神的な嫌がらせの過程で使用される方法の一般法則を推論することを目的とした。モラル・ハラスメントとは、精神的な暴力・精神的な嫌がらせであり、支配の段階と暴力の段階の2つの段階があり、加害者の特徴として、自己愛的な性格があげられ、支配の段階と暴力の段階という2つの段階を踏む (Hirigoyen, M-F. 1998)。支配の段階と暴力の段階では、加害者が被害者に「負の感情」を生じさせ、また、周囲のひとの被害者に対する感情を「正の感情」から「負の感情」に変換する方法がとられる。モラル・ハラスメントで使用される方法を形式化すると、手続き－手続き間の変換、性格－性格間の変換、手続き－性格間の変換、手続き－感情間の変換、対処不可能な状態を生じさせる不安定な手続き、被害者の行う加害者や周囲の人に対する手続き機能お取り消しといったことが行われ、その際に使用される被害者についての悪口や悪評の作成過程では、否定文の法則、一部強調の法則、動詞の切り取り、抽象化の法則といった法則が予測される。モラル・ハラスメントに対する対処としては、行われていることがモラル・ハラスメントであることを認識するために、「愛情」なのか、「支配・暴力」なのかといったような手続きを行う目的の違い、ボトムアップ型の悪口なのか、トップダウン型の悪口なのか、人物批判、行動批判、感情批判、思考批判などを区別し、形式化されたモラル・ハラスメントの方法を使って、他の解釈を加害者にフィードバックする必要がある。



## Reference

- Hirigoyen, M-F. 1998 *Le harlancement moral; la violence perverse au quotidien*. Paris; La Decouverte et Syrons (高野優訳 1999 「モラル・ハラスメント；人を傷つけずにはいられない」. 紀伊国屋書店)
- 中丸茂 1999 言語行動による情動行動の制御. 駒澤大学心理学論集, 1, 7-19
- 中丸茂 1999 随伴性の心理学. 対人行動学研究, 17, 8-22
- 中丸茂 2000 随伴性の心理学 — 対人行動について — . 駒澤社会学研究, 32, 149-162
- 中丸茂 2000 随伴性の心理学 — 行動の単位と系の問題 — . 駒澤心理学論集, 2, 43-50
- 中丸茂 2000 随伴性の心理学 — 応用偏：モラル・ハラスメント. 日本心理学会論文集, 114
- 吉岡隆 2000 共依存 自己喪失の病. 中央法規